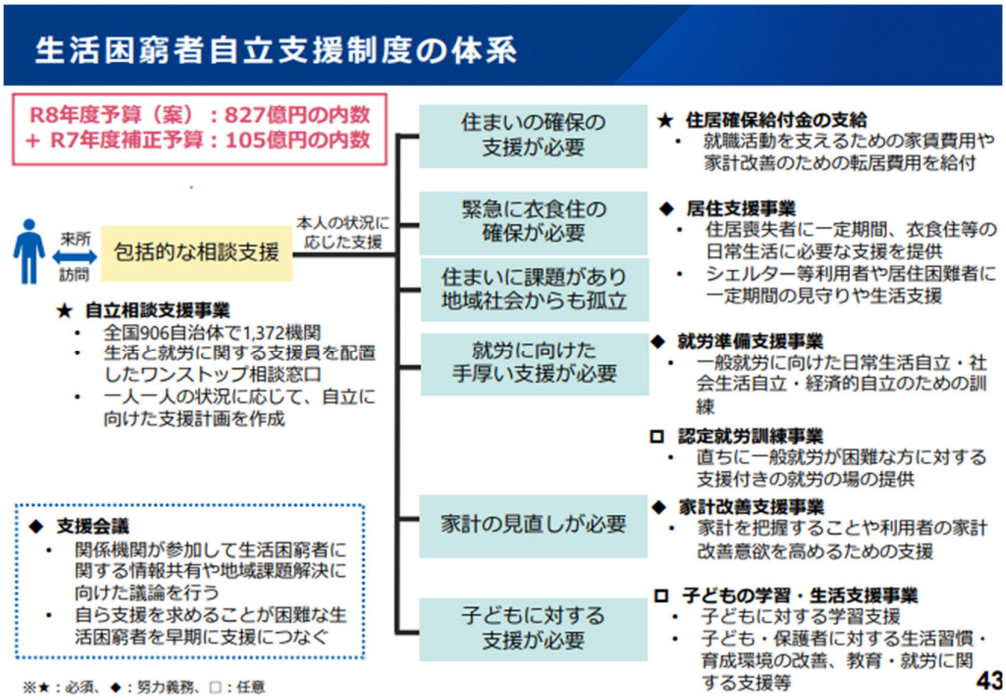
第4章　包括的な相談支援の充実

本章は、個別の相談支援（自立相談支援）を中心に、必要な支援を切れ目なく提供するための考え方と体制を示すものであり、関係機関連携（第5章）及び地域づくり（第6章）は個別支援の質を高める基盤として位置づけます。

本制度に位置づけられている各種事業等について紹介します。

本制度の目標の実現に向けた視点の一つ目が「包括的な相談支援の充実」であり、生活困窮者の経済的、社会的自立促進のためには、困りごとを包括的に受け止め、その困りごとに応じて、各種事業等を一体的に運用していく必要があります。

制度の概要は下図に示す通りです。



（出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課　生活困窮者自立支援室資料）

なお、令和 7 年 4 月施行の制度改正により、伴走支援の強化、多機関連携の明確化、地域づくりとの接続が一層重視されることから、本章の方針に基づき運用の質向上を図ります。

1 自立相談支援事業

（1） 事業概要

自立相談支援事業は、相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行う事業です。

制度の狭間に陥らないよう、相談者の悩みを幅広く受け止め、個々の課題に応じて、待ちの姿勢ではなく早期に、切れ目なく継続的な支援を行う事業です。

また、画一的な支援メニューへの当てはめではなく、地域の実情に応じて関係者とのネットワークを築くなど、地域における支援体制を構築しつつ個別支援を行う事業という側面もあります。

さらに、ジョブスポットと連携しながらきめ細かな就労支援を実施しています。

ア 個人への関わり

生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、アセスメントを実施して本人の状態に応じた自立支援計画（以下「支援プラン」という。）を作成し、必要なサービスの提供につなげます。

経済面についての支援だけでなく、健康面や日常生活を送る上での課題、社会的なつながりの維持・確保にも配慮しつつ、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。

イ 地域への働きかけ

関係機関とのネットワークづくりや、地域の社会資源を活用した支援等を通じて、地域づくり推進します。

（2） 実施体制

本市において自立支援事業を実施している機関（自立相談支援機関）は以下のとおりです。

ア 区生活支援課（市内 18 区）【直営】

・主任相談支援員（社会福祉職）

・自立相談支援員（就労支援員を兼務）

イ 若者サポートステーション（3か所（内サテライト1か所））【委託】

ウ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ（市内1か所）【指定管理】

エ 寿福祉プラザ相談室【直営】（令和8年1月～）

オ 横浜市ひきこもり・若者総合相談センター【直営】（令和8年4月～）

（3）過年度実績

ア 18 区生活支援課

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	4,238人	4,436人	4,793人	6,062人	6,907人	26,977人	16,804人	9,954人	8,174人	7,954人
相談延べ件数	5,984人	6,595人	7,196人	9,491人	11,006人	38,574人	23,682人	21,106人	10,458人	10,373人
支援申込者数	1,223人	1,433人	1,541人	1,842人	1,997人	16,583人	12,172人	2,841人	2,453人	2,518人
プラン作成件数	1,112件	1,541件	1,781件	2,001件	2,096件	13,558件	11,507件	3,684件	2,919件	3,098件
就労支援対象者数	727人	929人	949人	1,201人	1,429人	6,874人	5,562人	2,586人	1,932人	1,968人
就労・増収者数	458人	683人	755人	815人	877人	1,559人	3,048人	1,329人	1,136人	991人

イ 若者サポートステーション

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	248人	181人	182人	131人	149人	221人	221人	302人	268人	231人
プラン作成件数	571件	529件	367件	292件	352件	468件	609件	741件	845件	772件
就労支援対象者数	568人	491人	334人	251人	306人	455人	583人	707人	831人	772人
就労・増収者数	158人	114人	77人	24人	47人	70人	130人	129人	194人	187人

ウ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	1,000人	863人	818人	824人	801人	577人	402人	386人	543人	618人
プラン作成件数	792件	855件	868件	792件	748件	483件	366件	358件	424件	594件
就労支援対象者数	318人	332人	311人	344人	347人	281人	191人	148人	222人	315人
就労・増収者数	103人	179人	147人	256人	235人	145人	101人	93人	97人	155人

※ プラン作成件数（延べ数）をベースとしているため、居住支援事業（シェルター事業）の実績（34 ページ）とは異なります。

＜参考＞横浜市における新規相談件数

新規相談者数	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
18区_生活支援課	6,062	6,907	26,977	16,804	9,954	8,174	7,954
若者ｻﾎﾟｰﾄｽﾃｰｼｮﾝ	131	149	221	221	302	268	231
はまかぜ	824	801	577	402	386	543	618
合計	7,017	7,857	27,775	17,427	10,642	8,985	8,803

コロナ禍

18 区生活支援課においては、令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、住居確保給付金（家賃補助）や、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の特例貸付の要件が緩和されたことで、新規相談者数が大幅に増加しました。その時期と比較すると現在は減少していますが、コロナ禍前である令和2年度と令和4年度を比べると、新規相談件数は約 1.2 倍、申込件数は約 1.3 倍となっており、相談件数は引き続き高水準で推移しています。

また、コロナ禍で顕在化した生活困窮者層の中には、平時から支援が必要であった可能性もあります。このため、早期に状況を把握し、必要な支援につなげる体制を恒常的に確保する

ことが求められます。制度の認知度向上や広報活動の強化、他機関との連携促進などを通じて、引き続き丁寧な対応に努めていく必要があります。

若者サポートステーションについては、雇用を取り巻く環境の変化などの影響を受けつつも、相談者数はこれまで概ね一定の範囲で推移しています。

一方で、近年は支援対象年齢が 39 歳から 49 歳へ拡大されたことに加え、不登校や中途退学、いじめ経験など、学校から社会への移行段階でつまずきを抱える若者が増えていることから、相談内容は多様化・複雑化しています。

こうした状況の中で、一度も就職経験がない若者や、長期間就労していない若者など、より支援を必要とする層にとって、若者サポートステーションは依然として重要な受け皿となっています。そのため、個々の状況に応じた丁寧な個別支援の質を一層高めていくことが求められています。

横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」については、全国的なホームレス数の減少傾向がみられるものの、コロナ禍の収束後、入所ニーズが増加に転じています。市内では生活困窮者に向けて早期の相談を呼びかけていますが、様々な背景で住居を失ってから相談、支援につながる方も少なくなく、引き続き施設としての受け皿が求められている状況です。

入所後の支援については、従来と同様に、入所者一人ひとりの状況に応じた丁寧な個別支援を行っており、支援プランの作成も着実に進められています。近年、就労、居住の確保、医療、家族関係など、課題の多様化・複雑化が進む中でも、これらに対応する支援体制を維持しています。

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 包括的な相談対応（インテーク）

・相談者の思いを聴き、ありのままを受け止めます。

・話の進め方に留意し、表面に現れた困りごとだけでなく、背景や置かれた状況の把握に努めます。

・必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）や他制度へのつなぎ直しを検討します。

イ アセスメントスキルの向上

・市内共通の「インテーク・アセスメントシート」を活用します。

・相談者が置かれている状況を把握・分析し、課題解決の方向性を探っていきます。

・相談者が抱える課題を共有し、信頼関係を構築します。

ウ 組織としての支援

・庁内にて事前協議を実施し、必要に応じて、生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく支援会議を活用し、関係機関との情報共有及び支援体制の確認を行い、支援方針を検討します。

エ 複数の関係機関と連携した、チーム支援の総合調整（第5章参照）

オ 地域への働きかけ（第6章参照）

・支援会議や既存の枠組み（地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等）を活用して、地域情報や地域課題の共有を図ります。
・幅広い対象者を早期に把握するための、制度周知やネットワークの構築を行います。
・生活困窮者の社会参加の場となるような地域資源の把握及び創設を検討します。

【実践例】主任プロジェクト（自立相談支援員チーム）による自立相談支援員研修の開催

18 区の主任相談支援員が主体となって困窮事業等の課題に取り組む主任プロジェクトが令和3年度に発足し、テーマ別にチームを組んで取り組んでいます。

自立相談支援員チームでは令和3年度に自立相談支援員向けにアンケートを実施し、社会資源に関する知識不足など個別支援に不安を抱えていることがわかりました。そこで、令和4年度より支援スキル向上を目的とした自立相談支援員向け研修を開催しています。

令和5年度は3区（栄・神奈川・磯子）から支援事例を発表し、グループで意見交換を行ったり、架空事例からアセスメント・プラン作成を実施したりと相談支援の一連の流れを再確認できるような実践的な研修を行いました。



【実践例】アウトリーチパートナー研修（栄区の取組）



誰もが地域の中で安心して生活できるよう、見守り・寄り添う人を「アウトリーチパートナー」と位置づけて、支援の理解者を増やす研修を様々な形で行っています。

平成30年度は栄区内全6か所の地域ケアプラザごとに手法を変え、既存のネットワーク連絡会の場の活用や、対象者を工夫するなど、地域の実情に合わせた内容とし、計8回の研修を企画しました。

民生委員・児童委員、自治会・町内会、ケアマネジャー等の支援者を対象に制度の趣旨をお伝えするほか、支援が必要な人へのアプローチについて学び考える内容です。

グループワークでは、日ごろの見守り活動の中で困窮している人を把握し、本人のペースに合わせて見守るコツ等の具体的な意見が出たり、見えづらい「生活困窮」を「我が事」として捉えることの大切さ等の発言が飛び交いました。

研修開催以降、研修参加者からの相談だけでなく、参加者の声かけによる生活困窮者からの相談も増えています。また相談から支援を申し込む割合も増えており、アウトリーチパートナーの力の大きさを実感しています。



【コラム】若者サポートステーション

若者サポートステーションでは、困難を抱える 15 歳から 49 歳までの若者及びその保護者を対象として、社会的・職業的自立に向けた総合支援、キャリアコンサルタント、公認心理師、精神保健福祉士などの専門家による個別相談、就労セミナー等を実施しています。

本市では、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」の委託団体に対して補助を行うとともに、生活困窮者自立制度の自立相談支援事業を委託することで、生活困窮状態にある若者の就労に対する支援のための相談窓口を開設しています。

2 住居確保給付金(家賃補助)

(1) 制度概要

離職、自営業の廃止(以下「離職等」という。)又は個人の責に帰すべき理由・都合 によらない就業機会等の減少(以下「やむを得ない休業等」という。)により離職や廃 業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)又は住居を喪失するおそれのある者(以下「住居喪失のおそれのある者」という。)に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居 及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

(2) 実施体制

区生活支援課(市内 18 区)【直営】

(3) 過年度実績

ア 住居確保給付金

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
相談件数	865	686	610	925	1,206	18,093	5,534	3,183	1,862	2,041
申請件数	122	95	73	106	138	5,394	1,527	806	368	280
初回支給決定件数	103	77	57	83	111	4,548	1,329	725	335	225

イ 自立相談支援事業における相談時の主訴

イ 自立相談支援事業における相談時の主訴

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
新規相談者数(再掲)	4,238人	4,436人	4,793人	6,062人	6,907人	26,977人	16,804人	9,954人	8,174人	7,954人
うち主訴が「住居」 注1)	659人 (15.5%)	483人 (10.9%)	389人 (8.1%)	571人 (9.4%)	859人 (12.4%)	11,597人 (43.0%)	3,651人 (21.7%)	2,161人 (21.7%)	708人 1,047人 (21.5%)	617人 972人 (20.0%)

注1)2023年度からそれまでの主訴「住居」が「住まいについて」と「家賃やローンの支払いのこと」などに別れた。2023年度上段は「住まいについて」の人数、下段は「家賃やローンの支払いのこと」の人数
なお2023年度の比率(%)は、「住まいについて」と「家賃やローンの支払いのこと」の和に対するもの

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 本人の状況に応じた適切な就労支援を行うことにより、期間内で安定した就労を開始し、生活の立て直しを図ります。

イ 国が示す自治体マニュアル等の関連資料を活用して適切に運用し、ノウハウの蓄積と共有を行います。

ウ 制度周知や広報を行うため、ハローワークと連携し、必要とする人に情報を届け、制度利用につなげます。

エ 住居確保給付金に該当しない場合も、公営住宅やセーフティネット住宅等の他制度の活用により、住まいの確保・維持に関する相談に対応します。

3 住居確保給付金(転居費用補助)(令和7年4月から開始)

(1) 制度概要

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行います。

(2) 実施体制

区生活支援課(市内 18 区)【直営】

(3) 事業実施における基本的な考え方

ア 家計改善事業の実施を通じて、家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる場合に、転居費用の補助を行います。

イ 転居費用補助の支給にあたっては、国が示す自治体マニュアル等の関連資料等を活用し、適正な審査・運用を行うとともに、事例の蓄積と共有を通じて制度運用の質の向上を図ります。

ウ 制度の周知・広報にあたっては、地域の関係機関等と連携し、転居を必要とする生活困窮者に対して制度の情報を的確に届け、円滑な利用につなげます。

エ 住居確保給付金による転居費用補助の対象とならない場合でも、公営住宅の入居支援やセーフティネット住宅等の他制度の活用を促し、住まいの確保・維持に関する相談に対応します。

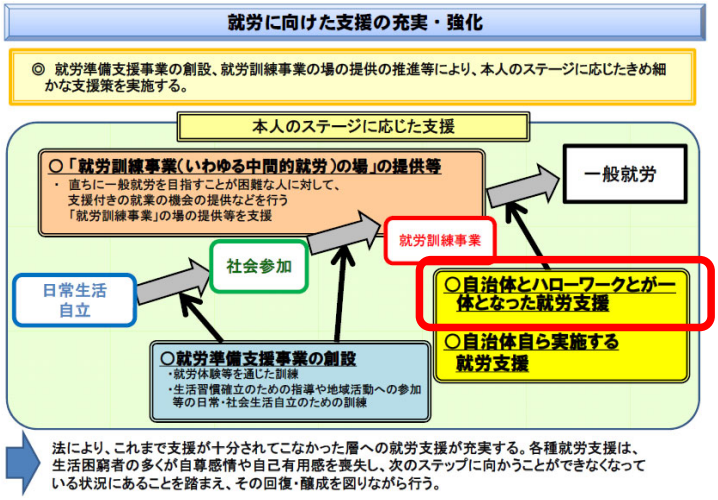
4 生活保護受給者等就労自立促進事業（ジョブスポット）

（1） 制度概要

生活保護受給者等（※）を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口（以下、「ジョブスポット」という。）です。

本市では、平成 25 年2月に神奈川労働局と協定を締結し、平成 25 年4月に鶴見区、中区、瀬谷区での開設を皮切りに、平成 28 年3月までに全 18 区役所にジョブスポットの設置が完了しました。またジョブスポットと区生活支援課の連携によるきめ細かな就労支援を行った結果として、高い就職率につながっています。

※生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等



（2） 実施体制

ジョブスポット（市内 18 区役所に設置）

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規利用登録者	696人	1,001人	1,037人	1,256人	1,423人	2,424人	2,497人	2,026人	1,920人	1,977人
就労者	392人	639人	679人	800人	868人	1,144人	1,451人	1,190人	1,190人	1,223人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 自立相談支援機関の支援員は、ジョブスポットへの同行支援などを実施し、ジョブスポットと連携しながら、就職・増収実現に向けて具体的かつ専門的な支援を行います。

イ ジョブスポットの就職支援ナビゲーターは、求人情報の提供、履歴書作成の助言、面接対策など、求職活動に必要な専門的指導を行います。

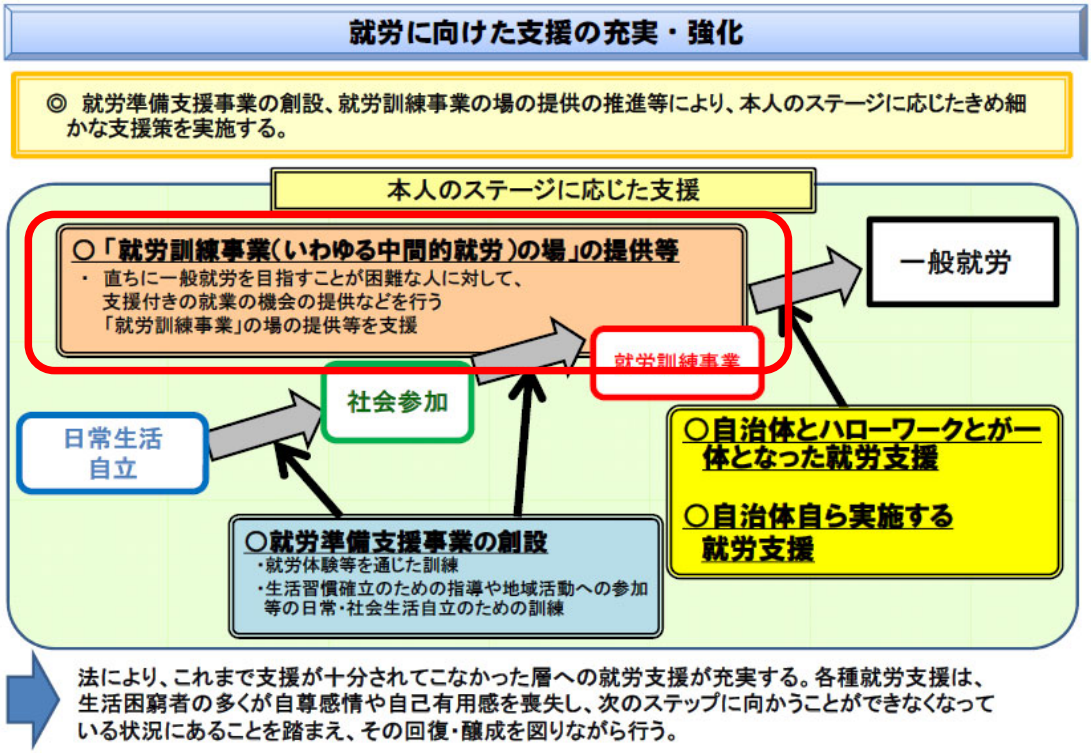
ウ 自立相談支援機関とジョブスポットの就職支援ナビゲーターの間で、互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

5 認定生活困窮者就労訓練事業

（1） 事業概要

働いていない期間が長かった、仕事が長続きしないなど、何らかの課題により一般就労に結びつきにくい人を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている事業です。



（出典：厚生労働省の資料を一部加工）

（2） 実施体制

本市の認定を受けた事業所による自主事業

なお、本市では、「横浜市就労訓練事業支援センター（※30ページコラム参照）」を設置し、利用対象者と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整や、訓練の受け入れ先となる事業所に対する助言及び情報提供等を行っています。

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
就労訓練利用者数	1人	16人	29人	31人	26人	21人	12人	9人	11人	12人
認定事業所数	5事業所	37事業所	61事業所	72事業所	79事業所	78事業所	79事業所	78事業所	79事業所	79事業所

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 様々な業種の事業所から協力が得られるよう、事業の周知・啓発を実施します。

イ 就労に向けた社会参加を目指すことで、利用者（本人）の確かな自立につなげます。

ウ 自立相談支援機関と就労訓練事業支援センター及び受入先となる事業所との間でアセスメント結果や進捗状況などを共有し、一体的な支援を行います。

【コラム】横浜市就労訓練事業支援センター（委託にて実施）

横浜市就労訓練事業支援センターは、区生活支援課からの就労訓練事業に関する利用相談の他、以下のような業務を担当し、就労訓練事業の円滑な運用を行うために設置しています。

主な役割

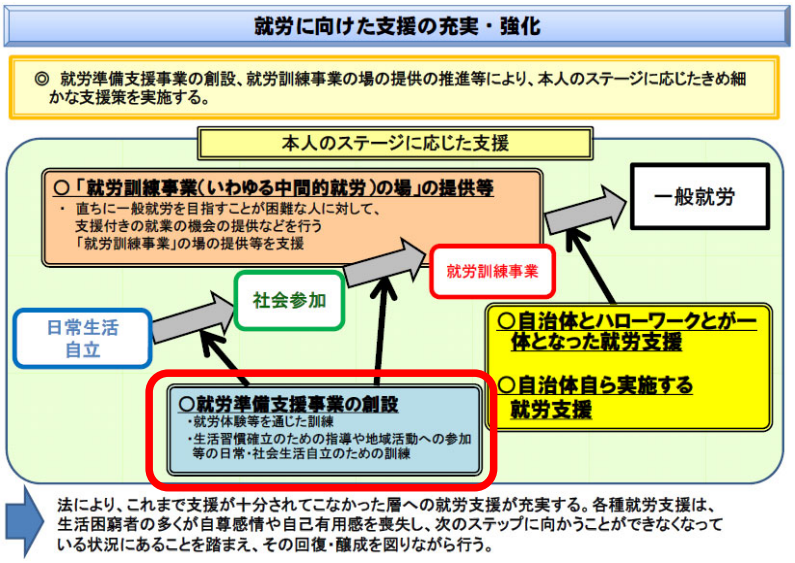
① 就労訓練事業の申し込み後の連絡調整
② 利用対象者（本人）と事業所の利用調整
③ 事業利用開始後の事業所支援
④ 事業所の就労支援プログラムの作成支援
⑤ 利用対象者（本人）と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整
⑥ その他就労訓練事業に関わる事業所支援

6 就労準備支援事業

（1） 事業概要

就労経験が乏しい人や、長期の無業状態にある人など直ちに求職活動を始めることが困難な人に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。

具体的には、事前講座（※1）や職場実習（※2）などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行います。



（※1）事前講座
身だしなみ、清掃、調理、金銭管理など、実習を行うにあたり必要なスキルの習得。（1日2時間程度、週1～2回、約1か月間）

（※2）職場実習
店舗バックヤード、配送センター、デイサービス等での現場実習活動などの社会参加・就労の体験。（1クール3か月。最長4クール（1年）まで延長可）

（出典：厚生労働省の資料を一部加工）

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】18 区一括で事業者を選定

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
事業申込者数	8人	8人	10人	21人	16人	9人	26人	18人	19人	20人
職場実習参加者数（延べ人数）	－	64人	66人	114人	78人	68人	118人	141人	165人	119人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 自立相談支援機関と委託事業者の間で、互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

イ 本事業による支援を通じてもなお、一般就労が難しい人に対しては、認定就労訓練事業や障害者就労支援施策など、他の社会参加の方法を検討する場合もあります。

7 家計改善支援事業

（1） 事業概要

家計収支の均衡が取れていない、あるいは多重債務を抱えるなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。

主な支援内容は以下のとおりです。

ア 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）

イ 滞納（税金、保険料、家賃、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

ウ 債務整理に関する支援

エ 修学資金等の捻出に向けた支援

オ 貸付に関する支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※18 区一括で事業者を選定

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
事業利用者数	280人	500人	633人	724人	741人	550人	535人	524人	699人	740人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 収支の見える化による課題把握を行います。

イ 本人の家計管理意欲を高める働きかけを行います。

ウ 自立相談支援員と家計改善支援員の間で互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

エ 税や国民健康保険料等の納付が自立に向けたプロセスであることを意識しながら、税務課や保険年金課の納付相談窓口と事業に必要な範囲で情報共有を行うなど連携を図ります。

オ 家計の現状把握と将来に向けた大まかな出費を明らかにすることで、増収に向けた動機づけや支出の削減に向けた意識づけを図ります。

8 自立生活安定化事業（居住支援事業（地域居住支援事業））（令和7年4月から開始）

（1） 事業概要

生活困窮者自立支援法における住居確保給付金の転居費用の支給が見込まれる者・支給決定者等、その他、区福祉保健センター生活支援課が支援する生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業対象者のうち、区福祉保健センター長が必要と認める者に対して、転居先となる居宅の確保や入退去時の各種契約手続等に関して相談・助言し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、自立を助長することを目的として支援を実施します

ア 転居支援

・賃貸物件の情報収集・紹介、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整
・賃貸借契約に必要となる保証会社及び緊急連絡先の確保にかかる支援
・本人確認書類等の確保や携帯電話の購入支援、銀行口座の作成支援
・引越し業者の手配や家財道具購入等、入居時にかかる支援
・住所変更等手続きの支援
・転居前の現住居に関する各種手続きや水光熱費の切り替え手続き、残置物処理に関する各種手続き等の必要な退去にかかる支援
・その他転居に必要な支援

イ 自立安定化支援

・ゴミ出し等日常生活ルールを身につけるための支援
・転居に係る家賃、光熱水費等の支払いの確認、見守り、助言
・居宅訪問、電話等による転居後の生活状況の確認及び相談支援
・自治会、不動産業者、家主等との連絡調整
・区役所や地域ケアプラザ等、地域の関係機関との連携調整
・その他地域での自立した生活の定着に必要な支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※18 区一括で事業者を選定

（3） 事業実施における基本的な考え方

ア 主任（自立）相談支援員は対象者を選定し、対象者に本事業の内容の説明を行い、支援利用の希望を確認する。
イ 転居に伴う課題だけでなく、転居後にどのような生活を送りたいと考えているかについても丁寧に聴取する。
ウ 支援を必要とする理由や目的、事業者との役割分担等を明らかにし、支援プランを作成し、支援を行う。

9 居住支援事業(シェルター事業)

（1） 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供を行う事業です。本市では、横浜市生活自立支援施設　はまかぜを設置して実施しています。(※35 ページコラム参照)

衣食住の提供とともに、はまかぜの利用者に特化した自立相談支援事業を、居住支援事業(シェルター事業)と一体的に実施しており、生活支援・就労支援などを通じて、安定した生活が送れるように支援を行います。支援にあたっては、区の生活支援課とアセスメント結果を共有し、支援プランについて協議及び確認を行います。

（2） 実施体制

横浜市生活自立支援施設　はまかぜ【指定管理】

（3） 過年度実績

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
事業利用者数	847人	669人	740人	714人	661人	454人	334人	318人	455人	462人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 個別支援

・入所者の状況は多様化しているため、丁寧なアセスメントと課題の把握を行い、個々の状況に応じた支援を実施していきます。

・経済的な困窮の解消(＝「生活手段」と「居所」の確保)だけでなく、社会的な孤立の解消(＝退所後の安定した生活の確保)を意識した支援を実施していきます。

イ アウトリーチ

・市内を巡回し、ホームレス状態の長期化・高齢化に対応した支援を実施していきます。また、ホームレス状態にある生活困窮者のみならず、様々な事情から居住に困難を抱えており、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある層への支援を行っていきます。

・施設退所後の安定した生活の確保のための定着支援を行います。

ウ 地域との関わり

・関係機関や民間団体と連携し、必要とされる社会資源の把握、創設に努め、退所後の身近な地域における支援機関等とのつながりの確保を目指します。

【コラム】横浜市生活自立支援施設　はまかぜ

　これまで、本市のホームレス対策については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた事業として、「ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）」等を実施してきました。

　これらの事業については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法に規定される必須事業の「自立相談支援事業」と任意事業の「一時生活支援事業」に枠組みが移行し、平成 27 年 4 月からは生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することになりました。

　また、従前は対象者を「都市、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場として日常生活を営んでいる者」、つまり、目に見えるホームレスの方を対象としておりましたが、本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、終夜営業店舗等で寝泊まりをしている方や広く居住の不安を抱えている方も対象となりました。

　本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、本市では、従前よりホームレス支援の中核を担ってきた自立支援センターの名称を「横浜市ホームレス自立支援センターはまかぜ」より「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改め、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する施設型の自立相談支援機関として、ホームレスの方を含む生活困窮者支援を推進しています。

　様々な課題を抱える方々に寄り添いながら、入所された方が再度路上生活に戻ることのないように支援を行っています。

※令和6年の改正により、「一時生活支援事業」の名称が「居住支援事業（シェルター事業）」に変更。

10 寄り添い型学習支援事業

（1） 事業概要

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活が送れることを目的に高等学校等への進学に向けた支援（※1）及び進学後の高校中退防止に向けた支援（※2）を行う事業です。

※1 高等学校等への進学に向けた支援

・高校受験のための学習支援

・学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ

・基礎的な内容の学び直し

※2 高校中退防止に向けた支援

・高等学校等へ進学した子どもの相談先・居場所の提供等による精神的なサポートを通じた定着支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※区ごとに事業者を選定

（3） 過年度実績（中高生）

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
登録者数（累計）	627人	890人	1,165人	1,272人	1,321人	1,311人	1,119人	1,029人	1,075人	1,196人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 一人ひとりの生徒の習熟度にあわせた個別指導を基本とします。

イ 学校やこども家庭支援課等との連携を図り、情報共有の仕組みづくりを行うなど、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、区ごとの課題に応じた工夫をしていきます。

ウ 事業への参加を通じて、その世帯の生活課題等を把握した場合、課題に応じて適切な支援機関につなげるよう、委託事業者との連携を進めます。

エ 身近なロールモデルとなる大学生ボランティアとの関わりや居場所としての機能を通じて、子ども達の精神的な成長につなげていきます。

11 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業（令和4年 10 月から開始）

（1） 事業概要

社会的孤立状態にある生活困窮者の方に対し、支援機関がチームを組み積極的な働きかけ（アウトリーチ等による支援）を行うことで、社会的孤立状態の解消等によりその方の自立に繋げることを目的とした事業です。訪問支援、関係機関との連携、地域での見守り活動、広報活動等を通じて、支援の網を広げ、つながり続ける支援体制の構築を図ります。

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】

知的障害・高次脳機能障害を支援対象としている 19 か所の事業所の自立生活アシスタントを本事業のアウトリーチ支援員と位置付けて実施

（3） 事業実施における基本的な考え方

ア 月に 1 回程度、各区の生活困窮者支援担当が主催し、アウトリーチ支援員等の関係機関と個別支援セーフティネット会議を実施します。

イ 支援対象者の発見・アセスメント・継続支援の各段階において、アウトリーチを活用します。

ウ 区の生活困窮者支援担当とアウトリーチ支援員で対象者の支援における役割分担を行い、チームアプローチを行います。

エ 地域との協働により、孤立の防止と「つながり続ける支援」の実現を目指します。